

民法（債権関係）部会提案「ファイナンス・リース」に対する提言

平成 24 年 10 月
社団法人リース事業協会

1. 中間的な論点整理を逸脱しています

- 中間的な論点整理（2011 年 5 月公表）では、「ファイナンス・リースを新たな典型契約として規定することの要否や、仮に典型契約とする場合におけるその規定内容について、更に検討してはどうか。」とされています。
- 中間的な論点整理の意見募集の後、このたびの部会（2012 年 10 月）において、ファイナンス・リースの典型契約化の議論がはじめて行われますが、中間的な論点整理に則して、先ずは「典型契約化の要否」の議論が行われるべきと理解されます。
- 「典型契約化の要否」については、今までの部会での審議、中間的な論点整理に対する各界の意見では、ファイナンス・リースの典型契約化に積極的な意見が極めて少なく、むしろ消極的な意見が多数となっており、ほぼ結論が出ていると理解できます。
- このたびの部会提案は、各界の意見及び今までの部会の審議を無視して、唐突に「賃貸借」の節にファイナンス・リースの規定を設けるというもので、中間的な論点整理を逸脱しています。

2. 典型契約化及び賃貸借の節に規定する必要性がありません

- ファイナンス・リース契約のほとんどが事業者間の取引です。当事者間で詳細を定めた契約書が作成されていることから民法の規定が適用される場面が想定されません。
- 部会の提案は下記 3. のとおり問題があり、实体经济に悪影響を及ぼします。このようななかでは、「抽象的な規定」（部会資料 P 20 下から 13 行目）を設ける意義が乏しいだけでなく、ファイナンス・リースの典型契約化及び賃貸借の節に規定する必要性がありません。

3. 部会提案の内容に問題があります

(1) リースの多様性を無視しています

- 部会提案は、ファイナンス・リースを一括りにしていますが、経済社会では事業者の創意または顧客のニーズなどにより様々な契約形態（メンテナンス・リースなど）があります。典型契約化及び賃貸借の節に規定することは多様化

して発展するリース契約を一つの枠組に固定化するものであり、事業者の創意を減退させ、公正かつ自由な経済活動を阻害します。

(2) リースの実態を無視しています

- 「相手方に引き渡す」という提案について、リース提供者（リース会社）に積極的な作為義務を課したものと解されることが強く懸念されます。これにより、リース取引が委縮し、わが国の経済活動に支障を及ぼします。

(3) 倒産法に影響します

- 「当該目的物〔財産〕の取得費用等に相当する額の金銭を支払う義務を負う」という提案について、「売買代金についての融資の返済」（部会資料P21 上から9行目）という考え方が反映されたものであり、民事基本法にこのような規定が設けられると倒産法におけるリースの取扱いに影響を与えます。
- 現在、倒産手続きにおいて、リース料を全額支払うケース（飛行機、OA機器類、自動車）が多数あり、事案に応じた解決が図られていますが、「融資の返済」、すなわち金融債権と同じであることが民法で明確化されると事案に応じた解決が困難となります。
- また、債権法の議論に止まらず、物権法の検討が必要（例えば、リース会社が有するリース物件の所有権が、どのような契約関係、法律的根拠、時期、方法により担保権に変質するのかという法理論など）である旨を論点として示す必要があります。

以上